

# The Second plan for Gender Equality in TOYOAKE

## 第2次 とよあけ男女共同参画プラン —市と市民の協働による男女平等社会の実現をめざして— For the goal of Gender Equality : In collaboration with the government and people of TOYOAKE

### ダイジェスト版

#### 基本理念

##### 市と市民の協働による男女平等社会の実現

男女がお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、誰もが社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、社会のあらゆる分野に参画できる機会の確保と男女間の格差の是正に努め、市民と協働して計画を推進していきます。

#### このプランがめざす社会

性別・年齢・国籍にかかわらず、人として尊重され、等しく社会的・文化的利益が受けられる社会

自分の意思と責任で、多様な生き方の選択ができる社会

家庭・地域・職場・政策決定の場など、あらゆる分野で男女が共に個性と能力を発揮できる社会

男女が支えあい、生涯にわたり安心して生き生きと暮らせる社会

#### 計画の期間

2007年度から2014年度までの8年間。

社会の情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

## 基本目標Ⅰ

### 男女平等教育・啓発の推進

## 子どもは未来からの使者です

個人のライフスタイルが多様化する一方、地域社会や家庭内には、旧来の価値観や性別役割分担の固定観念が強く残っています。潜在的な意識の弊害を乗り越え、子どもたちが自立し主体的に生きることのできる将来のために、男女が互いを対等な人間として尊重し、多様性を認め合えるように、家庭や教育現場、地域全体で、人権の尊重と男女共同参画意識の醸成に向けた、男女平等教育と啓発を推進していきます。

1. 男女平等教育の推進
  - (1) 学校教育等における男女平等教育の推進
  - (2) 生涯学習及び地域での教育の推進
2. 男女共同参画意識の啓発
  - (1) 市民への啓発事業の推進
  - (2) 新しい家庭文化創造の推進
3. 人権の尊重
  - (1) 性の尊重
  - (2) 女性に対する暴力の根絶
  - (3) 性差による人権侵害に対する救済

- ・子どもの頃から、男女に関係なく平等に、人としての多様性を認める雰囲気  
が醸成されている
- ・若者がいきいきと自らの未来を描いている
- ・仕事も家庭も遊びも、夫婦が協力して成り立たせている



## 男女の性差を越え互いの知恵と力を出し合う支えあいの仕組み

働く場では、性別等による不当な扱いを受けず、個人の能力と成果が正当に評価され、また企業自身によって得られるメリットを理解し、個々の努力とチャレンジが後押しされる仕組みが必要です。

あらゆる分野において、性別ではなく個性と多様性が認められ、格差なく社会に参画できる環境整備を進めます。

## 基本目標Ⅱ 社会参加における 男女共同参画の 推進

- ・社会的な制約を受けることなく、自らの責任のもと選択できる
- ・年齢や性別に関係なく、個々の能力や条件に応じて働くことができる  
自発的に自分たちのことは自分たちでやろうとする市民の動きがある



1. 地域社会での男女共同参画の推進
  - (1) 自立的・自主的な市民活動の推進
  - (2) 男女平等の地域コミュニティの活性化
2. 就業における男女平等
  - (1) 就労支援の推進
  - (2) 雇用環境整備の働きかけ
  - (3) 企業等への啓発
3. 社会的性差のない環境づくり
  - (1) 社会的制度・慣行の見直し

## 基本目標Ⅲ

### 生涯にわたる安心・安全な生活の確保

## 家庭や地域での子育て・子育て環境の整備 施設での介護から在宅介護へ

男性の育児参加をはじめ、安心して子どもを育てられる家庭環境が作れるよう、社会的な仕組みづくりが求められています。

介護は、家庭だけではなく地域の問題でもあります。介護負担が女性に集中しないよう、地域における、質と量の両面にわたる介護サービスの基盤整備が必要であり、要介護者が自己の尊厳を保てるような配慮に努めます。

#### 1. 次世代育成支援

- (1) 総合的な子育て支援
- (2) 子どもへの虐待防止

#### 2. 高齢者・障害者支援

- (1) 高齢者・障害者福祉の充実
- (2) 過重負担の解消

#### 3. 心と身体への健康支援

- (1) 健康維持支援

#### 4. 社会的支援の拡充

- (1) 災害時における女性等への配慮
- (2) 外国人女性に向けた支援

- ・親だけでなく、地域も学校も子どもを育てる意識を持っている
- ・介護の負担を女性一人が抱え込まないで済んでいる
- ・以前から豊明に住む人と新しく住み始めた人との線引きがなくなる



## 市と市民の協働により行われる計画の推進

市職員への周知、女性の施策審議の場への参画等、庁内の推進体制の整備を進めます。また、企業、各種団体・機関等とすべての市民と市が必要に応じて連携し、それぞれの立場で自主的に取り組むことが期待されます。

目標（目的）達成のために適正な評価を行い、効果を把握し、課題を整理して、その優先順位や手法の見直しを行っていきます。

## 基本目標Ⅳ

### 計画の推進・評価

- ・男女が対等な関係で考えや意見を伝え合うことができる
- ・男女共同参画社会に向けて具現化の仕組みがある



#### 1. 推進及び評価

- (1) 計画推進体制の整備
- (2) 評価体制の確立
- (3) 調査・研究

#### 2. 庁内体制の整備

- (1) 推進組織の整備
- (2) 意識改革の推進

## 策定の経緯

計画策定にあたっては、豊明市における地域の特性や実情にあった施策を推進するために、平成17年度より準備を始め、平成18年度に学識経験者及び一般市民で構成する豊明市男女共同参画懇話会が中心となって検討を進めてきました。

「とよあけ男女共同参画プラン」の成果や課題を引き継ぎつつ、新たな課題への対応を含めて全面的に見直し、市の施策、事業に男女共同参画と市と市民との協働の視点を組み入れ、関係各課及び男女共同参画懇話会の委員で構成する男女共同参画プラン策定委員会で審議し策定したものです。

また計画策定にあたっては、グループインタビューやアンケートを実施するなどして、広く市民の意見を取り入れて策定しました。



**第2次とよあけ男女共同参画プランは  
市民の手と目線で策定したプランです。**

## 市民との協働

このプランは、男女共同参画の課題を整理するためのグループインタビューの実施や、アンケート、パブリックコメント等による市民ニーズの把握・意見募集を行い、市民の目線を重視して策定したプランです。

このプランでは4つの基本目標、12の重点課題、25の課題を設定しました。豊明市は、その目的達成のため実施・改善に努めてまいります。

しかし、男女共同参画社会は、行政だけで実現できるものではありません。それぞれの主体者が行動・実践するように心掛け、市民と行政が協働して企画・実施・評価するシステムづくりが重要です。

いっしょに市と市民の協働による男女平等社会の実現をめざしましょう。

### 第2次とよあけ男女共同参画プラン【ダイジェスト版】

発行：豊明市

編集：市民部市民協働課

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

TEL (0562) 92-8306

FAX (0562) 92-1141

E-mail kyodo@city.toyoake.lg.jp